

令和8年2月10日

報道関係者各位

山形県総務部人事課

### 職員の処分について

本日、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、お知らせします。

記

#### 1 特別休暇の不正取得等事案に係る処分

<当事者>

庄内総合支庁 一般級職員 (20歳代・男) 免職

<管理監督者>

産業労働部 補佐級職員 (60歳代・男) 文書訓告

庄内総合支庁 課長級職員 (50歳代・男) 厳重注意

#### 【事案の概要】

令和6年度以降、自身の体調不良のほか、複数の親族の看護や死亡等を偽り、医師の診断書を偽造して提出するなどして、虚偽の申請を常習的に繰り返し、「私傷病休暇」や「家族看護休暇」、「忌引休暇」などの有給の特別休暇を不正に取得したうえ、正当な理由なく勤務を欠いた当該期間分の給与を不正に受給した。

#### 2 駐車券の不正利用等事案に係る処分

<当事者>

県土整備部 技能労務職員 (50歳代・男) 免職

<管理監督者>

県土整備部 課長級職員 (50歳代・男) 厳重注意

#### 【事案の概要】

令和7年10月、自家用車1台分の駐車を目的として契約した山形市営駐車場の定期駐車券を使い、複数台の車を同時に駐車する不正を繰り返し、利用料金37,200円の支払いを免れる行為を行った。

また、本件不正行為について所属に対する所要の報告を怠ったほか、公務中における職務離脱、公用車の私的利用、民間事業者に対する自家用車の無償での洗車を長期間にわたり強要するなどの行為を行った。

### 3 交通事案に係る処分

#### (1) 人身事事故案

村山総合支庁 会計年度任用職員 (60歳代・男) 文書訓告

#### 【事案の概要】

令和7年10月、通勤のため普通自動車を運転中、山形市内の交差点にて右折進行するにあたり、信号の確認が不十分なまま走行を続けた結果、赤信号のため停止した相手方車両を前方に認めブレーキ操作を行ったものの間に合わせて衝突し、相手方に軽傷を負わせ、運転免許停止の行政処分を受けた。

### 4 処分日

令和8年2月10日 (火)

#### 問い合わせ先

人事課 課長補佐 (人事担当) 平 TEL 023-630-3027  
広報監: 総務部次長 伊藤